

仕 様 書

この仕様書は、令和8年度角川県営林立木処分事業に係る立木を、売主が買受人に売却するにあたり必要な事項を定める。

1 物件の所在地

最上郡戸沢村大字角川字西山 地内（別添「事業計画図」参照）

2 物件の内容

樹種：スギ

本数：570本

材積：1,506.41m³

3 契約代金の納入方法及び期限

物件売払契約の代金については、県が発行する納入通知書により、納期限までに納入すること。

4 引渡方法

- (1) 引渡す物件の範囲は、別添「事業計画図」に示された区域（区域引渡し）とする。
- (2) 物件の引渡しの期限は、契約代金の完納後15日以内とする。
- (3) 物件の引渡し場所は、1の物件の所在地とする。
- (4) 物件の引渡しの方法は、買受人立会いのもとその場で物件を引渡すものとし、買受人は、受領書（様式1）を売主に提出すること。

5 搬出期限

立木伐採後の丸太の搬出期限は、令和9年7月31日とする。

6 物件の異議申し立て

売払契約後、買受人は、売払物件の数量、規格、伐採採取の箇所若しくは面積等に錯誤があり、また物件に隠れた傷がある場合でも異議の申し立てができない。

7 物件搬出済届

買受人は、搬出終了後、遅滞なく搬出済届（様式2）を売主に提出し、搬出跡地の検査を受けること。

8 物件の伐採等

- (1) 買受人が物件の立木を伐採する際は、胸高部の樹幹番号（ナンバーテープ）を各断面に移記すること。
- (2) (1)の伐採面以下を根株とし、根株は売払物件の対象外とする。
- (3) 買受人は、伐倒した立木の梢端部と枝葉を除き、全て現場外に搬出すること。
また、残材については、移動しないよう安定した状態で等高線に沿って筋置きすること。なお、買受人は、次の再造林を考慮した枝条整理を行うこと。
- (4) 買受人は、集材のための作業道及び土場を設置する場合は売主に協議することとし、切土や盛土等は必要最小限に抑え、極力地形に沿った形状とすること。
- (5) 買受人は、物件以外の樹木を損傷したときは、売主の指示を受けること。
- (6) 買受人は、搬出のため林道等を著しく損傷した場合は修繕すること。
- (7) 買受人は、物件の引渡しを受けた後において搬出されない立木を譲渡しようとするときは、当該立木について買受人が県に対し有する権利義務は譲渡の相手方が継承する旨を記載した書面にその相手方と連署して売主に届け出ること。
- (8) (7)の場合には、買受人は譲渡の相手方と連帯してその責に任ずるものとする。

9 用地等の使用

- (1) 買受人は、本事業をすすめる上で必要な第三者の土地等を使用する際は、土地所有者との間に必要な手続きをとり、その内容を遵守し、土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 買受人は、処分事業にあたり買受人の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- (3) 買受人は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に売主に報告しなければならない。
- (4) 買受人は、諸手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを売主に提示しなければならない。なお、売主から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- (5) 買受人は、素材の搬出にあたっては、道路等を損傷しないよう必要な措置を講じるものとし、損傷が生じた場合には修繕すること。また、一般車両の通行に支障をきたさぬよう、作業看板等を設置し、安全管理に十分注意を払うこと。

10 県の承認を要する事項

買受人は、下記の行為をしようとするときは事前に売主の承認を得なければならない。

- (1) 引渡し前における物件の転売及び伐採
- (2) 日の出前、日没後の物件の伐採、採取又は搬出
- (3) 搬出期限後の物件の搬出

11 その他

- (1) 本県営林では森林経営計画が立てられていることに留意すること。
- (2) 予期しない事情により、搬出業務に支障をきたす場合には、速やかに売主に連絡・協議を行うこと。

(様式1)

受 領 書

令和 年 月 日付け売買契約した下記県営林産物

- 1 箇 所
- 2 面 積
- 3 樹 種
- 4 本 数
- 5 材 積
- 6 価 格
- 7 搬 出 期 限
- 8 代金納入月日

上記のとおり受領致しました。

令和 年 月 日

最上総合支庁長 齋 藤 千 賀 子 殿

(払受人) 住 所

氏 名

(様式2)

搬 出 済 届

令和 年 月 日付け売買契約した下記県営林産物

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 箇 | 所 |
| 2 | 面 | 積 |
| 3 | 樹 | 種 |
| 4 | 本 | 数 |
| 5 | 材 | 積 |
| 6 | 価 | 格 |
| 7 | 搬 出 期 限 | |
| 8 | 搬 出 完 了 日 | |

上記のとおり搬出しましたので届出ます。

令和 年 月 日

最上総合支庁長 齋 藤 千 賀 子 殿

(払受人) 住 所

氏 名